

仕事と生活の調和がとれた暮らし改革

「滋賀県男女共同参画計画」の改定に
当たっての基本的考え方について(答申)

平成19年(2007年)8月22日

滋賀県男女共同参画審議会

はじめに

男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、滋賀県においても、平成14年4月1日に「滋賀県男女共同参画推進条例」が施行されて5年が経過しました。

この間、男女共同参画社会の実現に向けて、法制度の整備が進み、さまざまな取組がなされてきたものの、意識調査の結果をみると、約8割の人が社会全体でみて男性が優位であると思っているなど、生活実感としては得られていないという現状があり、なお一層の取組を進めていく必要があります。

このような中、滋賀県男女共同参画計画の改定に向けて、当審議会では、平成18年度に男女共同参画をめぐる課題整理を行い、平成19年3月には知事からの諮問を受け、計画改定に当たっての基本的な考え方について、委員各位の幅広い見地から審議を重ね、この答申の取りまとめを行いました。

この答申には、これまでの施策の総括を踏まえ、計画期間中に重点的に取り組むべきテーマとして3つの柱を掲げています。

第1の柱は、長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を進めていくことです。

長時間労働は男性の家庭への参画を困難とし、女性には、仕事か家庭かの二者択一あるいは両方の負担を負わせる要因となっています。

また、都市化や核家族化が進む中、育児の不安や負担が女性にかかる一方で、男性は、厳しい雇用情勢を背景に、家族を養う責任を背負いつつ長時間労働に従事し、心身ともに疲弊し、健康を損なったり、場合によっては命を失うことにもつながっています。また、若い世代も、先輩の姿を見つつ、働くことや、家庭を築き子どもをもつことに、夢や希望がもてない状況にあります。

長時間労働を前提とした「働き方」の問題にメスを入れなければ、男女共同参画社会に向けての、根本的な課題解決には至らないのではないかと考えています。

第2の柱には、グローバルな競争に生き残り、社会の活力を維持・発展させていくためには、多様な人材を活かしていくことが大切であるという視点から、いまだ十分に能力が活かされていない女性のチャレンジ支援を進めることを掲げました。社会の対等な構成員として、女性が社会のあらゆる場の方針決定過程に参画し、男性と共に責任を担っていくことが大切であり、このことは、新たな視点や発想をもたらし、社会の活性化につながります。このことから、意欲のある女性が継続して働き、能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、いったん離職した女性の再就業や起業、NPO活動などへの再チャレンジを支援していくことが必要です。

第3の柱は、社会の意識醸成が必要だということです。性別による固定的な役割分担意識は、男女を巡るさまざまな問題の根底に深くかかわるものであり、徐々に整いつつある制度などが機能するか否かに大きな影響を与えるものです。県民のみなさんに理解を深めていただくためには、課題に着目したわかりやすい広報活動や教育・学習に取り組む必要があります。

県におかれては、これらの重点取組テーマをはじめ答申に示した内容について、改定計画に反映していただき、県民、事業者、NPO等の民間団体および市町との連携・協働のもと、男女共同参画社会の早期実現を目指し、県の総合力を発揮し、加速的な施策展開を図られることを期待します。

平成19年8月22日

滋賀県男女共同参画審議会
会長 渡辺 峻

目 次

計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の目標	2
5	基本理念	2
6	計画の基本目標	3
7	施策体系	3
8	重点取組テーマ	5
9	計画の推進のために	7

	施策の基本的な方向	9
--	-----------	---

	推進体制	25
--	------	----

男女共同参画をめぐる課題

1	パートナーシッププランの課題	29
2	男女を取り巻く社会環境の変化とそれに伴う課題	40

	附属資料	53
--	------	----